

2026年1月8日

お客さま各位

島根中央信用金庫

島根県東部を震源とする地震被害にかかる特別相談窓口
の設置について

このたびの島根県東部を震源とする地震により被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

島根中央信用金庫（理事長 福間均）は、このたびの島根県東部を震源とする地震により被害をお受けになられたお客様からのご相談にお応えするため、下記の通り「島根県東部を震源とする地震被害にかかる特別相談窓口」を設置いたしましたので、お知らせします。

どうぞ最寄りの当金庫の営業店窓口にて何なりとご相談ください。

島根中央信用金庫は、被害に遭われた皆様方の復興を全面的にご支援してまいります。

記

1. 特別相談窓口設置日
2026年1月8日（木）
2. 相談窓口設置店舗
全営業店（平日9時～15時まで）

以上



本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
業務部 審査課
TEL (0853) 20-1006

※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

